

おかやま国際音楽祭2022 賑わい創出事業募集要項

募集期間：2022年4月1日(金)～5月9日(月)（必着・郵送可）

【提出先・問い合わせ先】

〒700-0822 岡山市北区表町1-5-1

（公財）岡山文化芸術創造 岡山シンフォニーホール内 おかやま国際音楽祭実行委員会事務局

TEL：086-224-1950 FAX：086-234-1968 E-mail:ongakusai@ocac.jp

※ 窓口受付は、9時00分から17時00分まで。ただし、第2・第4火曜日は除きます。

1. 事業の趣旨

おかやま国際音楽祭（以下「音楽祭」）では、岡山市が目指している「歴史と文化が薫り、誇りと一体感の持てるまちづくり」に寄与するため、以下の基本方針を定め、これに沿って都市空間を活用し、まちに賑わいと憩いをもたらす音楽事業の企画運営を行う事業者を公募します。

【おかやま国際音楽祭の基本方針】

○キャッチコピー「支えあう・響きあう・一つになる」を掲げた事業展開

「オールおかやま」として一丸となり、多様な方法による岡山発信の音楽を通じて、市民や音楽文化を支える人々に、明日への活力を与え、岡山市の音楽文化の発展に寄与する。

○岡山ならではのオリジナリティある音楽企画の実施

地域資源や屋外空間を舞台として活用し、多様な主体と協働しながら、岡山ならではのオリジナリティあふれる事業展開を図る。

【おかやま国際音楽祭2022プレ期間】 2022年9月1日(木)～9月22日（木）

【おかやま国際音楽祭2022メイン期間】 2022年9月23日(金・祝)～10月23日（日）

2. 募集事業

上記、おかやま国際音楽祭2022のプレ期間及びメイン期間中に、「3. 事業実施者の条件」に該当する者が、岡山市内の文化施設、街角、公園、歴史資源などの地域資源を活用して行う音楽事業（コンサートなどの音楽を主とした事業、これに関連するワークショップ 等）

※ 「岡山市芸術祭企画提案事業」等の岡山市が助成する他の制度と重複して併用応募（同じ事業での応募）はできません。

※ 上記の対象期間外に実施する事業であっても、実行委員会の審査により優れていると認められた場合は、本事業の負担金交付内定事業者として選定されます。

3. 事業実施者の条件（（1）～（4）すべての条件を満たすこと）

（1）岡山市内に本社、支社、事務所等の事業活動の拠点を有する団体で、次の①～⑦いずれかに該当すること。

① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

※ただし、地方公共団体が基本金その他これに準ずる資金を出資している法人を除きます。

② 特定非営利活動法人（NPO法人）

③ 社会福祉法人（社会福祉法で定義される法人）

④ 学校法人（私立学校法の定めるところにより設立される法人）

⑤ 会社法に基づく株式会社等の営利法人

⑥ 法人格を有しないが、応募時点で次の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること。

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

⑦ 複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件をすべて満たしている団体

ア 応募時点で実行委員会等が設立されていること。

イ 構成団体の中から財政負担及び運営を中心になって担う中核団体を定め、当該中核団体が上記①～⑥のいずれかに該当すること。

（2）音楽祭で企画提案事業、提携事業等で主催した実績がある、又はこれに準ずる事業実績を持つ団体（又は、個人・構成団体が属している）であること。

（3）自ら経理し、責任を持った企画・制作・運営ができること。

（4）人または団体等の役員、または運営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと

4. 応募条件（選定基準）

（1）「1. 事業の趣旨」に記載した音楽祭の基本方針に沿って、地域資源等を活用し、まちに賑わいと憩いをもたらす音楽事業であること。

（2）単なる買い取り公演などではなく、オリジナリティが加味された音楽祭にふさわしい事業であること。

（3）負担金による効果や拡がりを明確に説明できるとともに、その達成が期待できる内容となっていること。

（4）広く一般市民が鑑賞できる、地域住民と連携するなどの市民参加ができる、または県外からの集客も見込める事業であること。

（5）主催者の組織体制・これまでに実施した事業実績なども考慮しつつ、応募事業の収支予算・事業計画の熟度が高く、実行性があること。

（6）営利や宣伝のみを目的とする活動、政治的・宗教的な宣伝意図を有する活動でないこと。

5. 負担金について

負担金申請額は対象経費（別表参照）に対し充当される額のみとなり、対象経費と対象外経費を合計した額から入場料、協賛金等の収入を控除した額（1万円未満切捨て）が負担金額となります。なお、実行委員会の採点基準において審査された額が負担金交付内定額となります。**負担金上限額：対象地域（※次ページ上部参照）で実施する事業150万円、対象地域以外で実施する事業100万円（消費税及び地方消費税を含む）。**

原則として、負担金の支払いは、事業終了後に実施報告書（様式6）・収支決算書（様式7）を提出していたら確認後に負担金確定額を通知します。収支決算書の負担金申請額が、負担金交付内定額を下回った場合は、負担金額を決算額に減額します。また、最終的に赤字になった場合でも負担金による補填等はいりません。

<対象地域（小学校区）> ※2022年3月時点

- 【北区】足守、加茂、蛭明、五城、庄内、竹枝、建部、中山、平津、福渡、野谷、牧石、馬屋上、馬屋下、御津、御津南、桃丘、横井、鯉山
- 【東区】朝日、浮田、大宮、雄神、開成、可知、芥子山、江西、幸島、古都、西大寺、西大寺南、城東台、太伯、千種、角山、豊、平島、政田、御休
- 【南区】甲浦、興除、小串、妹尾、曾根、第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎（迫川含む）七区、東疇、彦崎、箕島

6. 主催・共催について

主催は、選定された事業者（以下「選定事業者」）とし、共催者として音楽祭の全体を主催する『岡山市/おかやま国際音楽祭実行委員会/（公財）岡山文化芸術創造』が入ります。

事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ・ポスター・パンフレット・看板等には、主催・共催の名前を入れていただくほか、音楽祭ロゴ等の表示、規格を遵守してください。

7. 諸注意事項

- (1) おかやま国際音楽祭実行委員会が示す諸注意事項などを遵守すること。
- (2) 申請書等に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従ってください。負担金の内定決定後に出演者の変更等大きな変更が生じた場合には、負担金交付の取り消しや減額する場合があります。その場合における損害については、主催者が責任を負うこと。
- (3) 事業で生じる利益は、団体及びその構成員の私的な利益・資産形成に供しないこと。
- (4) 企画制作手数料は対象経費に含めるものとし、対象経費の10%以内とすること。
- (5) チケット等により入場者を制限する場合は、音楽祭全体の協賛企業等に対して、入場の配慮（チケットの提供等）をお願いします。
- (6) 事業を実施する場合は、事業効果の測定及び今後の事業展開の参考とするためアンケート調査を必ず実施すること。
- (7) 実施報告書、収支決算書の提出期限(事業終了後2か月以内)を厳守すること。正当な理由なしに提出が遅れた場合は負担金の交付を取消す場合があります。
- (8) 審査の結果が一定基準に達しない事業者は、予算の範囲内であっても選定されません。

8. 全体スケジュール

公募から負担金交付までの流れは以下のとおりです。

募 集 期 間	2022年4月1日(金)～5月9日(月)
ヒアリング・審査・選定	2022年5月中旬～下旬
審 査 結 果 の 通 知	2022年5月中旬～下旬
承諾書（様式5）並びに広報媒体用の原稿の提出	2022年5月下旬～6月上旬
事 業 実 施	選定事業者は、事業企画書に基づき、事業を円滑に実施してください。なお、必要に応じて、事業の進捗状況について報告を求めます。
実施報告書（様式6）・収支決算書（様式7）の提出	選定事業者は、事業終了後2か月以内*に、事業報告書（様式6）、収支決算書（様式7）を提出いただきます。負担金額確定後、負担金を支払います。

9. 提出書類（指定のないものは様式自由ですが、A4サイズで統一）

- ①申請書（様式1） ②収支予算書（様式2） ③申請団体の概要（様式3）
- ④組織図 ⑤団体規約・役員名簿 ⑥事業企画書 ⑦申請団体等の過去の実績がわかる資料

※ 様式の指定のないものは任意様式ですが、A4サイズで統一してください。

※ 様式1～3は、（公財）岡山文化芸術創造ホームページ（<https://www.ocac.jp/>）からダウンロードしてください。

(別表) おかやま国際音楽祭2022 賑わい創出事業／対象・対象外経費表

こちらを必ず参照の上、収支予算書(様式2)をご記入ください。

細目		内訳
対象経費	会場費	○会場使用料及び会場付帯設備使用料、駐車場使用料等 (※本番および本番に係るゲネプロを対象とします。)
	出演費・謝金	○指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・司会者等出演料等 ○講師謝金、会場(駐車場)整理謝金、医師・看護師謝金、アルバイト謝金等
	文芸費・音楽費	○演出料、監修料、振付料、舞台監督料、演出等助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台美術・衣装等デザイン料、台本料、翻訳料、著作権使用料等 ○作曲料、編曲料、作詞料、楽器・楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料等
	舞台費・設営費	○大小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台美術費、器材借料、消耗品費(事業に係るもの・1件税込3万円未満のもの)等 ○会場設営費、会場撤去費
	通信・運搬費	○案内状送付料、道具運搬費、楽器運搬費 等
	旅費・ケータリング費	○交通費(※本番に係るもののみ。※練習や打ち合わせの交通費は含めないでください。※申請団体の交通費は対象外。) ○宿泊費(※本番の前泊・当日泊のみ。※申請団体の宿泊費は対象外。) ○出演者ケータリング(※本番当日の会場内での弁当代など)
	印刷費・宣伝費・記録費	○チラシ印刷費、ポスター印刷費、プログラム印刷費、各種デザイン料、台本印刷費、楽譜印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費等 ○広告宣伝費(新聞、雑誌、TV、ラジオ等)、入場券等販売手数料、立看板費、当該活動の告知用ウェブページ作成料等 ○録画・録音費、写真費(※当該活動の成果として記録するものに限る) ○ネット配信(ライブ配信のみ)に係る費用
	コロナ対策費	○新型コロナウイルス感染症対策用物品(マスク、消毒液、体温計等)の購入費等(1件税込3万円未満のもの)
	その他	○催事保険料、企画制作手数料(※対象経費の10%以内)
対象外経費	○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン車料金) ○賞品・賞金代 ○ネット配信(アーカイブ配信)に係る費用(※ライブ配信に係る費用は対象) ○その他、対象経費として適当でないと実行委員会が判断したもの 等	

◎収支予算書(様式2)に記入できない経費

- 申請団体の財産になり得る物の購入経費の類：楽器・楽譜購入、事務機器・什器備品の購入経費
- 練習に係る経費の類：練習場の借料経費、指導料、トレーナー料等経費
- 会議費・接待費の類：接待費、レセプション・打ち上げの経費、会食にかかる経費、取材・企画・制作等の会議費(打ち合わせ)に関する経費
- 事務所運営に係る経費：事務所維持費、電話代やインターネット利用料金等の通信費、消耗品費(事業に係るものは対象)、ウェブサイト作成・運営費(事業に係るものは対象)、交際費、振込手数料、人件費等
- その他の経費の類：記念品代、花束代、タクシー代、ガソリン代、マネジメント料、印紙代

◎経費計上の際の注意点

- 承諾書(様式5)の提出以前の経費は計上できません。ただし、本番および本番に係るゲネプロのための会場費は除く。
- 通常の練習に係る経費は計上できません。